

平成20年4月から後期高齢者医療制度がはじまります。

~現時点での情報です。

75歳以上の方（一定以上の障害のある方は65歳以上）、
一人ひとりに被保険者証が交付されます。

現在は、国保や健保組合の医療保険制度に加入しながら「老人医療制度」で医療給付を受けています。平成20年4月からは、75歳以上のすべての方が、現在加入している健康保険を脱退し、「後期高齢者医療制度」に加入し、医療給付を受けることとなります。

◆後期高齢者医療制度のポイント！

対象者は・・・現行どおり

75歳以上の方が対象

（一定以上の障害のある方は65歳以上）

窓口での負担割合は・・・現行どおり

医療費の自己負担割合は、一般の方が1割

（現役並み所得者は3割）

各申請受付・届出は・・・現行どおり

札幌市

制度運営は・・・新規

「北海道後期高齢者医療広域連合」が行います

保険料は・・・新規

北海道後期高齢者医療広域連合が年度ごとに保険料額を決定し、その保険料は札幌市が徴収します。原則として、北海道内で同じ所得であれば同じ保険料になります。

今までサラリーマンの妻や子供の扶養になり保険料を支払っていなかった方々も全員が保険料を負担することになります（ただし、2年間の軽減措置あり）。

保険料の納付は、原則年金から天引きです。

試算によると全国平均で年額72,000円（月額6,000円）で、これに現行の介護保険料を合算すると毎月10,000円が天引きされる計算です。

高齢者医療費支払い実績が高い北海道はもっと負担が大きくなるでしょう。

※ 尚、北海道の保険料率は11月下旬に決定する予定です。

自己負担額軽減は・・・現行・新規

医療保険と介護保険のサービスを両方利用して自己負担が重い方々の負担を軽減します。

現行同様、世帯内で毎月の患者負担を自己負担限度額にとどめる高額療養制度を設ける。

さらに、これに加え、新たに、患者負担と介護保険の自己負担との合算額について年間の上限額を設け、負担を軽減する（高額医療・高額介護合算制度）。

65～74歳までの前期高齢者の医療費自己負担割合は一般の方が2割となります。今回の新しい医療制度は、高齢者には大変厳しい制度となりそうです。

